

■兵庫県条例によるディーゼル自動車等運行規制 <運行規制>

規制対象

車両総重量8トン以上の普通自動車 ⇒ トラック
 特種自動車も対象ですが、クレーン車、クレーン用台車、レッカー車、高所作業車など、主として作業に使用するものは適用除外車両とされています。

適用開始日

平成 16 年(2004 年)10 月 1 日

規制内容

自動車NOx・PM法の排出基準を満たさない規制対象ディーゼル車は、自動車NOx・PM法猶予期限の1年後を猶予期間とし、兵庫県が定めた規制(対象)地域を運行することができません。規制対象地域内の登録自動車だけでなく、流入する車も運行できません。

兵庫県ディーゼル自動車等運行規制のまとめと対応方法

排出ガス規制		規制内容	規制への対応方法
適合規制の区分	識別記号		
昭和 58 年規制以前	K-,N-,P-等	自動車NOx・PM法の排出基準に適合しません。 KC-車までの車で初度登録から猶予期間を経過した車は、兵庫県内の規制地域内を運行できません。	・排出基準適合車に買い替える。 ・国土交通省の「NOx・PM低減装置性能評価制度」において優良と評価された低減装置を装着し、排出基準に適合するようにする。 兵庫県による支援制度があります。
平成元年規制	U-		
平成 2 年規制	W-		
平成 6 年規制	KC-		
平成 10 年規制(KK-)、平成 11 年規制(KL-)以降適合車		NOx・PM 法の排出基準に適合していますので、運行規制は受けません。	

○ 普通貨物トラックの猶予期間

初度登録年月日	使用可能最終日
平成元年 9 月 30 日まで	平成 16 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日
平成元年 10 月 1 日～平成 5 年 9 月 30 日	平成 17 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日
平成 5 年 10 月 1 日～平成 8 年 9 月 30 日	平成 18 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日
平成 8 年 10 月 1 日～平成 15 年 12 月 31 日	初度登録日から起算して 10 年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日

○ 規制地域

規制地域	規制除外地区、路線
神戸市灘区 神戸市東灘区 尼崎市 西宮市(北部を除く) 芦屋市 伊丹市	工業専用地域 臨港地区 阪神高速道路5号湾岸線 ハーバーハイウェイ 中国自動車道 国道176号 (伊丹市内の1.4kmにわたる中国自動車道との併走区間)等

対象外